

## 土木森林環境委員会 県外調査活動状況

1 日 時 平成23年8月29日(月)～8月31日(水)

2 出席委員(9名)

委員長 白壁 賢一

副委員長 桜本 広樹

委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳 仁ノ平 尚子

土橋 亨 望月 利樹

3 欠席委員 なし

4 調査先及び調査内容

(1) 【山形県議会(やまがたみどり環境税について、林業公社について)】

○やまがたみどり環境税について

主な質疑

問) 荒廃した森林等の面積を、5年、10年という数値目標を掲げながら整備していくという説明だが、雑駁に1ヘクタール整備するのにいくらほどかかるという目算があるのか。

答) 造林関係の補助事業等を行っているが、その単価に基づいたおおむねの試算をしている。

その中で、事業規模だと20万円から30万円くらいの幅でやっているが、みどり環境税の場合は、このほかに事前の調査をしたり、所有者をある程度確定したりということが入ってくるので、従来の補助事業と違って経費としてそれを見込んでいる。

4,900ヘクタールを18億円くらいで整備しているので、だいたい40万円くらいかかっていると思う。

問) 森林環境税をいただくのに、例えば1,000円、5%のところを10%と、他県に比べて若干高い。

検討を始めてから、実施するまでにどれくらいの日数、年数がかかったか。

答) 最初に高知県あたりがスタートしたところから、平成15年にスタートしたが、具体的にいつからと言いくいところがある。

平成14年に全国調査、平成15年に公益の森という形で考えがあった。

一方で、高知県初め、森林所有者が放棄するようなところを行政が課さなければだめだというような中で、その財源をどうするかという話が出てきた。高知県がスタートした平成15年あたりから、もろもろの情報を得ながら詰めてきたという形だった。

新しい財源を求める場合、なかなかこの時代に大変な状況があって、結論は、一般経費から出せないことが多かったので、新たな財源ということ念頭に置きながら、公益法人の構想の確定ということ踏まえて、順次やってきた形になる。

問) 平成14年度の植樹祭の後、公益の森構想策定が平成15年からということで、そのとき既に森林環境税を取ろうという形でスタートしたのか。

答) 内容の1つとしては、そういうことも選択肢に入れながら考えていただいた。

問) 委員会が平成17年にできたときは、パブリックコメントをかけて動き出したのか。

答) そうである。パブリックコメントは平成18年になる。

問) 動き出してから実施までというと、4年くらいか。

答) そのくらいは優にかかっている。

問) 1,000円にもっていくというと大変な苦勞をしたのではないか。

山梨県では500円ということで考えているが、取り組むきっかけとか動機だとか、山形県的な発想があったのではないかと思うがいかがか。

答) 各県の森林に関わる状況が少し違うのかという気がする。例えば、山形県には「草木塔」というものがある。草木に対する自然崇拝的な思想によるものである。「草木塔」は、全国で九十数基、その内の80基近くが山形にある。山形県は、自然に対する恐れ、感謝が強い地域である。

もう1つは、庄内のクロマツの海岸林がある。だいたい2,500ヘクタール。松くい虫以外は、民間の方が300年くらい前から私財をなげうって管理してきた。行政としても地域の方々も、ここは何としても守らなければならないという意識があった。両隣の県はほとんど壊滅したが、残っているのはここだけで、そういう思い入れは確かに、自然への恐れとか感謝が強いところがあるのかという気がする。精神的なものからいえば、そういうことである。

あとは理屈で、このくらい必要なんだと御説明して、御納得いただいた。確かに高いという話もあったが、結果的に納得していただいた。その後大きなブーイングなどもない。また、ソフト事業関係の取り組みは新聞にも出やすいが、みどり環境税でこういう取り組みをやっていますとか、環境保全の勉強会をしたりということなど、かなりの件数を新聞に取り上げていただいた。その後も、極端な見直しを求める声もない。

問) 山梨県では、山形県の半分の額を想定していて金額は少ない。

山形県の場合、直接的事業、教育的事業など多岐にわたっている。山梨県がやる場合、重点的な事業展開で活動していくほうがいいのか、多様な県民の皆様へのニーズに応じてやっていくほうがいいのか。5年間の実績を踏まえた評価、実績の点検の中で感じたことをお聞きしたい。

答) 直接的な答えになるかわからないが、山形県の場合、22%がソフト事業、78%が森林整備である。22%というのはたぶん全国で一番多いのではないか。

委員がおっしゃったように2つの考えがあって、必要な森林整備に10年間かけてやるのではなくて、もっと短い期間でできるよう重点的にしたらどうかという意見もある。もう一方で、例えば生物多様性等の意味で、従来よりも森林環境というものを幅広く考えて、木材を残していく。場所だけでなく、知見、仕組みなどを含めて残していくのがソフトなのではないかという考えが

ある。当県は、こちらのほうを中心に動いてきたという面がある。

また、例えば事業費を大きくして、どんどん整備を進める必要がある場合、従来は単独事業でやってきたが、今後国庫補助事業と組み合わせてやることで、事業規模そのものを拡大していこうという方向で考えている。

どちらがいいとはなかなか言いにくい。決して環境税の額が大きいからいいということではない。額が大きいから、その地域の問題があるということではないか。額が少ないほうが、むしろその地域はうまくいっているのではないか。逆な気がする。山形県は、そういう形にでもしない限り守りきれないということである。

答) 1, 0 0 0 円の話だが、前年度に福島県も1, 0 0 0 円でスタートしている。それがちょっと参考になった。

我が県の森に対する特質は、本県の誇りの1つであるので、ある意味で1, 0 0 0 円というのを受け入れやすかったのかと思う。ただ、その上限額に至ったのは、前の年に福島県がやったことも参考になった。

実際に議会の理解という意味で、すーっと4年間で到達したのではなくて、非常に議論があったのも事実である。

問) 新たな森づくりの推進体制の整備の中に、「やまがたみどり環境税徴収取り扱い市町村交付金」というものがある。取り扱い市町村が35あるということだが、どんな交付金なのか。

答) 森林税として徴収しているわけであって、徴収率が多いから多目にやるかということではない。報償費的な意味として、必要経費として支払っている。

問) 額は一律か。分け方があるのか。

答) 手元に資料がないので、詳細についてはお答えできなくて申しわけない。ただ、徴収率が高いからたくさんということではない。

問) 税の投入に当たって、ここ5年間やってみて非常に効果的でよかったという部分と、ちょっとここのところはハードルが高くて効果も薄かったという部分について、相対的に考えて、山梨県で導入していくに当たり、アドバイスの形でお話したい。

答) いくつかあるが、森林所有者の間に不公平感が生じない。例えば「私はもうギブアップしました。県でやってください」という一方で、隣の方は一生懸命やっているということはある。こういう場合どうするか。ギブアップしたほうがマシなのかと、逆に言われてずいぶん議論した。結果的な話だが、一生懸命やっている方の場所も作業路もどんどんとうろ。手入れが必要な場所に作業路をいろいろな方のところを通っていけるようにする。それから、間伐材搬出の支援については一定のまとまりのつく、例えば環境税で手入れしたところから出る間伐材とか、その回りの一定経営している方の財をまとめて搬出するのも応援する。こういう形をとることで、森林所有者同士の不平等感を比較的小さく抑えられたかなという感じがする。

県民性もあって、ずるしようという話ではなくて、どうしようもないからお任せするという方が多いので、よかったのではないか。

それから、概数的に1万1,600ヘクタールを想定していて、その内7,800ヘクタールが針葉樹の杉なのだが、実際に仕事をやっていくとき、杉林みたいにやりやすいところがどうしても先行していく。針広混交林みたいなちょっと扱いにくいところは、中心的に実施している森林組合がとりまとめきれないところがある。何とか手を入れて、杉林として将来的にもっていく場所だけならいいのだが、そうでない場所もあるので、その辺は力を入れなければならないのだが、なかなかいろいろな意味で大変な面がある。

また、場所がわからない森林が出てきている。空中写真や台帳などではわかるが、実際の場所がわからないところは、所有界が明確でない。わかっている方はほとんど亡くなっていて、大変である。そういうところが地域的に偏っているところもあって、何か新しいやり方を工夫しなければならないと思っている。

所有界をピシッとして、それに沿ってやるという形ができていないのだが、所有界がはっきりしたほうがやりやすい。一長一短というか、どこに力点を置かないとだめか。今からは地積調査が進まない、山向こうは進まないということもあるので、所有界がわかる人もいなくなる。その中で仕事をしていかなければならないというのが、本県の悩みである。小さい林地の方が多いため、管理法というか所有界もわからない。わからないと手のつけようがない。特別措置法でもつくってもらわないと、人の財産には手をつけられない。

答) 森林整備のほうは私どもで所管しているが、環境税の特徴は県発注ということ。県が調査も発注して、合併して、県が実施する。森林組合に動かしてもらっている。そういう意味で、場所がわからないような森林を森林組合に調査させて、1つの問題点に入り込むきっかけをつくる。

例えばこれが補助事業であれば、森林組合がそういうところにあえて入って行って、大変な仕事に入れたい。だから環境税でなければ、こういうところに取り組みないということは確かにある。ただ県としては、大変な仕事、負担になっている。ただこれがないと、今の段階で山形県の森林はおそらく4年間で非常に問題を大きくしていただろうと思う。

環境税はある意味、問題を明らかにした部分もあるが、方向性というか、県がみずからやることで森林組合や森林所有者を動かす部分も間違いなくあったと思う。

あともう1つは、ナラ枯れが日本一なのだが、ナラ枯れが出てきたときに対応する予算がない。ナラ枯れはものすごいスピードで進む。マツ枯れの進む速さではない。あっという間に枯れてしまう。これに対応したのが環境税である。

ついに正面の山まで来てしまったが、あれがナラ枯れである。財源の一部として環境税を使わせていただいて、緊急的な予算対応をさせていただいた。

問) 森林の保全とか管理の面において、林道整備がある程度重要な位置を占めると思うが、例えば県有林の場合は、国が50、県が50という形の中で県がどんどん工事をする。しかし、市町村道があったり、市町村林道があったり、また民有林の中の林道ということになると、山梨県の場合は、国が50、県が40、担当市町村が10%ということになっているが、なかなか進まないような状況である。林道整備の面で、いくらか助成をするというような話は出たのか。

答) ほとんど議論にならなかった。環境税は、従来の事業以外の新しい森づくりに対する負担ということで、今までやっているものに対する財源の使い方は、一切議論になっていない。

問) ナラ枯れみたいな状況の中で、林道がきちんと整備されていれば、対応がすぐできるということ

とになる。基本だ。

さらに、5年おきに見直しという話だが、何らかの変えるべき状況があったかどうか教えてほしい。

答) (やまがたみどり環境税条例に) 附則があって、この中に5年目で見直しをなさいということがうたっている。ことし5年目である。去年から準備を進めて、外部委員の方も参加していただいて、どういう方向にもっていくのか。現状が平成19年度と違って、私どもも一生懸命やってきたが、なお荒廃森林がふえている。例えばナラ枯れなどが続いている。

それから、林業を取り巻く状況が変わらないので、まだまだ管理放棄されるところが出てきている。幹線道路沿いなど、景観的にも問題があるところがふえてきている。

そういうこともあるし、国庫補助事業が少し変わってきたということもある。今まで私どもで行っている、大きくなった針葉樹と広葉樹の林を入りまじった形で、上手に手入れしていかなければならないが、これができるようになった。

また、森林経営計画というのがある。エリア内で間伐材等を産出することを条件として、補助金が出る。いろいろな仕組みが変わってきたところがある。

この仕組みと、今の私どもでとれる仕組みを組み合わせ、今の財源の中でより有効に事業を実施できるかという方向で、ずいぶん詰めて考えているところである。まだ最終報告が出ていないので、出た段階で議会に報告しながら、6年目から10年までの間の取り組み計画をつくっていく。

問) 日本列島には背骨がある。日本海側には、山形県は庄内のほうへ行ったり鶴岡のほうへいったり長くなっている。太平洋側には、宮城県だとか福島県のほうへ流れている。川上と川下の連携というものはなかったのか。

というのは、山梨県は海がないので、川は神奈川県に流れている。神奈川県の水は山梨県の水。神奈川県との間で、ぜひ我々の金を使って川上の森林を整備してくださいという話が出てきたが、山形県ではそんな話はないか。

答) 山形県の場合は最上川水系で、ほとんど8割くらいが県の中を流れている。

問) 地理的にわからないが、太平洋のほうへ流れているのかと思ったが。

答) 太平洋に流れているのは全くないわけではないが、ほとんどないと言っていい。

## ○林業公社について

### 主な質疑

問) 存続という方向で進められているが、合理化を図る、あるいは企業参加を図るというわけなのだが、今、木材の価格が非常に低迷していて大変厳しい状況にあるので、そういった検討をしなければならない事態が起きているのではないかと考えている。

企業参加という場合は、ある程度企業との連携が綿密に行われていると思うが、そういった点

で存続可能な方向性を見出して、伐期のこともいろいろあると思う。それらの点で見通しとしては分収して十分可能と思うが、重要なところはあるか。

答) 平成15年度に包括外部監査があり、林業公社に試算をさせて、平成14年度時点で今までどおり経営をしていった場合の計算をさせた。そのとき長伐期という設定はなかったが、公社造林が終わる段階で620億円ほどの欠損金が出て、県が返さなければならないという報道が大々的に出た。

いろいろ議論した中で、一番大きかったのは、県の貸付金に利子があって結構高利だった。それが200億円程度の原因になっていたので、そういったものを取り払っていかないと、経営計画が立てられないということが問題点として出てきた。そこで、歳出を減らす、歳入をふやす、貸付金の利子など経営環境の改善を図るという3つの面から改善計画を立ててやっていくことになった。

また、林業公社にいろいろな業務をしていただくことになったのも、林業公社にいろいろな機能を持たせていく、林業公社を技術集団として活用していくという位置と、県貸付金の無利子化、借りかえなどのさまざまな方策をとって借金を減らしていくという経営計画を立てた。

特に、今の50年、60年の伐出の流れでは、とても経済的に成り立っていく状況はつくれないということで、ただ1万6,000ヘクタールのもを一遍に解消できるのかという問題も含めて、議論の中で公益的機能も含めて。1万6,000ヘクタールというのは12万ヘクタールある人工林の15%くらいに当たり、圧倒的な数字になる。経営の道筋をきちっとつけていくことが大事だろうと。1つは、すべて長伐期にして保安林なども含めて、制度化をして負担のかからないようにしていこうという流れで今まで改善計画に向き合ってきた。

ここに至って、岩手県を初めさまざまな県が林業公社という枠を取り払って動いているが、山形県としては平成15年度の包括外部監査以来、経営改善を図ったり、将来の経営計画をきちっと守っていこうという考えである。

問) 分収割合の見直し、経営形態の変更には、所有者の理解を得る作業が大変なことだと予想されるがどうか。

答) 平成14年度で625億円の赤字ということが地元新聞にも大きく出て、我々業界としてもショックを受けた。

そのときの利子の問題もあったが、分収割合がこのままではもたないということがあった。しかし、今やっと長伐期への移行のため契約期間延長が7割程度に至っていて、ここで分収割合の問題を持ち込むと大混乱に陥るので、話をする順番を待っている状態である。まずは市町村有林から取りかかって、それをきっかけにして分収割合の話を広げていきたい。市町村の方と話をしてみないと、なかなかきっかけが広がらない。戦略的にやっていかないと、混乱を招くだけでかえってマイナスになってしまうので、関係団体の方と協議をして、合意できる方を集めて、少しずつ、分収率は一生懸命やってもなかなか困難だと理解できるようにしていかなければならない。林業公社存続の道を選んだ以上、分収率改定は避けられない問題であり、解決していかなければならないので、公社の皆様と取り組んでいきたい。

問) 航空写真と実際が違うという話があったが、所有者がわからないという問題はあるか。

答) 相当厳しい問題である。林業家が1人亡くなると、所有地の数倍のエリアがわからなくなるという話を森林組合の方から聞いている。土地の問題は難しいが、できることをできる順番でやっ

ていくしかない。みどり環境税では外の枠だけを決めて、中の境界がわからなくても所有者の理解をいただいて間伐をしている状況である。森林の所有界の問題は、今後深刻になっていくと思う。

問) 平成22年度の公社の赤字はおおよそどれくらいか。

答) ざっと5億円ほど。毎年5億円ほどの支出があり、収入がないので、使った分だけ借金になる。

問) 公社の職員の人件費はどれくらいか。

答) 職員が9名、役員が1名。手元に資料がないので、金額はわからない。

人件費は、県営林管理や次代検定林事業委託などいろいろな事業を請け負う中で、相当分を賄っている。事業費は借金になっているが、人件費はそれほど借金になっていない。いろいろな事業が展開できて、その中で人件費が取れば、林業公社存続には十分意味があると思う。人件費まで借入金ならば大問題で、公社はないほうが良いという議論も出てくるかもしれない。プロパー職員がいなければ組織として成り立たないので、解散しかない。

問) 例えば公社を廃止して県の直轄にした場合、人件費がかなり削れると思うがどうか。

答) もちろん、そういうことはある。

問) だらだらと経営を続けていくと赤字が加算されることが想定される。山形県では杉だが、山梨県ではヒノキが約70%で、時間はかかっても財はとれるのだが、それでも林業公社の存続は無理という話が出ているがどうか。

答) 林業公社を解散しても、分収造林の管理は県がしなければならない。

林業公社を解散した岩手県では、8万ヘクタールの県営林に2万3,000ヘクタールの公社造林を組み込んで10万ヘクタールになったという説明を聞いた記憶がある。

山形県では、県営林が3,300ヘクタールに対して公社造林が1万6,000ヘクタール。規模が逆転しており、吸収できない。山梨県の県営林は規模が大きいので吸収もできると思うが、各県の事情によって異なってくるのではないか。山形県では増員なしで管理していくのは難しい。

いろいろな議論があるが、公社のノウハウの蓄積を活用して、林業労働などの委託を公社に申し込むスタンスでやっている。研修等も公社有林を使って、プロパーの人も活躍していくという道を探りたいと思っている。

問) 財が3分の1にも4分の1にもなってしまったのだから、全体的な見直しなり、その辺はかなり検討されたと思う。それでも存続を選ばれたということですね。わかりました。

問) 公益法人認定に向けて、法人が行う事業に公益性があることや公益事業を継続していく財政の健全性が求められている。一方で現実的に長期借入金が多額になっているが、その点はどのように整理しているのか。

答) 伐採した木を売り払って収益を分けるという、公社の分収林という行為そのものが公益事業なのか、いろいろな議論がある。しかし、特別措置法ができて、公社設立時の目的や趣旨からすると公益法人そのものである。行為は手段として、森林所有者の力を借りてやる以上、分収林に設定しているが、最終的に林業公社は公益法人に認定されると想定している。

緑化推進委員会を受けて設立されたみどり推進機構という財団と、林業公社を統合しようという話がある。林業公社が先が見えない状況なので、まず機能だけ統合して、同じ屋根の下で別の組織として隣り合った格好で7月からスタートしている。いずれは統合して、県民がそこでワンストップでいろいろわかったり、体験できたりする組織体ができたらと考えている。

問) 長伐期にもっていったが、これによって財務的なものもできると思う。その条件というのは、木材価格が今よりも水平もしくは上がっていくという条件でないと生きないと思う。どんな積算、根拠なのか。

答) 最終植林が平成12年なので90年を足すと、おのずから解散年度が見えてくる。はるかかなたである。当然執行部もそこまでどうなるんだという話が出た。

積算はただ高くなるという見込みだけではなくて、説明する当該年度の経済状況に応じて行っている。

長伐期で得られるものは、積算の中身でいろいろ出てくるが、分収林に対する経営の簡略化が進んでいく。間伐がまだまだ必要だが、それが要らなくなって人が少なくなって、最終年度を迎えるという計算で設定している。

また、(契約期間を)90年にしたのは、借入金の問題もあった。90年の長伐期を選ぶことによって、金利を低くすることが可能であった時期があったことも我々の選択肢の中に入った。

問) 公庫借入金は金利なしか。

答) 公庫は金利があって、その分も県が貸し付けをしている。

問) 財政力指数が山形県は0.3強くらい、山梨県は0.4くらいとどちらもあまり裕福ではない。

4つの指標から財政があらわされるようになって、北海道の夕張からそうなったのだが、実質的な負債というか、起債制限みたいなものがあるって、そういうところに影響も及ぶというような議論はなかったのか。例えば解体、解散の方向とか。技術的なものではなくて、財政的なものに関わるような議論はなかったのか。

答) 特になかった。

解散したらどうなるんだ、他の県はどうしているんだというような、財政課とのやりとりは当然あったが。

問) 一概に財政力指数が財政を云々ではないが、おおむねの評価として財政力指数がある。そうすると、あまり低いとそういうところが表に出てきて、いろいろなものに影響するのかなと考えた。だから90年にして、少し延ばしながら、数字を合わせていくという手法もあったのかなと思った。

相当な努力をして存続の方法を選ばれたとのことだが、我々は今からどうしようか、このままいこうか、それとも解体、解散しようかこれから決める。

ぜひともいい知恵と御指導をお願いする。

問) いずれにしても共通の悩みである。国との付き合いがあって、わかっているけども財政投融资を使わざるを得ない行政の、地方と中央の流れもあって、結局先延ばしになってしまったことが、今日の大きな問題である。



山形県の場合を見ても、県の長期債務が大きい金額になっている。また利子も返せない。山梨県も小さい県で、解体をしてしまおうかなというところが、県議会としても頭が痛い問題である。

皆さんも大変苦勞しているわけだが、公益的事業であることは間違いない。しかし、このままだと財政が大変深刻な状況で見通しがつかない。債務超過も深刻だと思う。

きょう資料をいただいたので、よく見せていただいて検討したい。



※ 山形県議会での説明、質疑の様子

(2) 【エコパークいずもぎき（「エコパークいずもぎき」の事業概要及び公共関与の処分場計画について）】

主な質疑

問) 住民の同意、合意形成が非常にうまくできたということだが、どのように進めたのか。

答) 制度上、同意は廃棄物処理法の要件ではなく、各県が要綱なり条例をつくってやっている。

新潟県の場合、要綱があって、新規の処分場の場合、地元住民の同意、十分説明して理解してもらうということを想定している。

過去ずっと地元とのトラブルがあって、なかなか先に進まなかったり、あるいはつくってから

トラブルが絶えないということで、新潟県も過去いろいろな問題を各地で起こしている。まず地元が理解して同意しないと、なかなか先に進めない。

ここの地は特異な事例なので、所長から説明する。

答) この場所が現実にはどういう合意の過程を通ったかという、その背景をお話する必要がある。

この地は畜産団地で、養鶏場と養豚場が会社の数で5社入っていたが、畜産団地に特有の悪臭を中心とした公害問題が長く続いていて、地域住民はもちろん大変だったが、行政側も対応策がほぼ出尽くしていたような状況だった。加えて、大方の事業者が経営的に破綻状態にあって、県外の産廃業者が、この地で廃棄物処理施設をつくりたいということで地元に入ってきた。

そういった状況の中で、町長が打開策をいろいろ考えていたが、ちょうどそのころ、県が県内3カ所に公共関与の処分場をつくらうということで場所探しをしていた。実は、この場所より排出量の多い、新潟市の入っている下越地区ということで進めたが、思うようにいかなかった。でも早くつくらなければならない。そういう行政の取り組みと、この地域が抱えている問題が、双方うまく問題解決するという事態を生み、町長が苦渋の選択で公共関与の処分場を受け入れようということになった。問題は地元への話になるが、地元の理解を得る努力もしたし、手続きも最初に踏んで、建設するに当たって特に大きな障害になるほどの反対運動もなく、同意していただいた。

問) 各県まちまちだと思うが、新潟県では合意形成はどのような条件になっているのか。

答) きょうは手元に持っていないが、同意条件だとかいろいろある。それは周辺円何キロだとか、ある程度エリアのことも言っているし、下流のどのあたりまで同意をとるのかということも、ある程度要綱で定めている。それは各県でみんなまちまちだし、規定の仕方もまちまちである。しかし、法律だけで要件がそろったからと処分場をつくるのを認めても、そのあとでいろいろな問題が起きてきたのがこれまでのことだから、そこはなかなかはずせないということで、国からはそんなのは意味がないからやめようというような指導もあるが、各県ともまだ残っている。今までかなりひどいことをやってきた業者も多かったので、かなり周辺の方々の理解を得られていない。産廃と聞いただけでもこうなってしまうという状況である。

問) 山梨県が手詰まっている課題というのは、産廃処分場をつくったけれど赤字の状態である。御承知のように、今、産業経済は大変な状況であり、一方でリサイクルは進化をしている。将来のことについて、どんなふうに見たのか聞きたい。

答) 新潟県から短期資金を貸している。21年度は5億4,000万、22年度は8億3,000万を貸し付けて、すぐに戻します。これを決めるときも、20年度からずっと処分量が落ちてきている。当然経営も悪化してきている。返すお金がこの辺がピークになってきている。政策投資銀行や市中銀行から借りたものが、この22年度あたりからピークになっていて、返されていない。返せない状況になっている。

今おっしゃったように将来的にどうなるかということ推計して、例えば30年度という区切りを出しているが、30年度までやったときに果たしてこれが黒字になるのか、赤字になるのか。ということでシミュレーションして、一応お金が残るという結果が出た。知事もそれならば今、短期の貸し付けをしても、資金さえ回せば将来的にはよくなるという判断で、短期の貸し付けを

繰り返しているという状況である。

ただ、これから先はなかなか読めないで、これから上がらないとして、今減っている状況で貸し出しをシミュレーションした。

問) 産廃の場合、どの品目の分野が減少しているのか。またどの品目が増加しているのか。そのところの将来がどうなっていくのかというところが、産廃の公共関与の形で、我々県議会も一番関心を持っている部分である。

答) まず、将来の廃棄物の量は、私ども現場にいる者としては、予測はつかないということを申し上げたい。そうはいっても、経営的には先ほど副部長が申し上げたようなことになろうかと思うが、御質問の実態について申しますと、まさにこれは再資源化の方向であって、木くず関係や廃プラスチック、汚泥はかなり減ってきている。ふえてくる物を申し上げますと、相対的なことなのだが、リサイクルで残ったどうにもならない物。これは解体残渣などであるが、こういった物はふえてきている。ただ、全体像としてはどうなるかわからないし、先ほど専務も申し上げたように、去年よりことはいいというような感じもあり、ある程度底を打っているのかなという感じがしないでもない。

リサイクルの業界に聞くと、世の中みんな再資源化というようなことで、事業者のほうで無理をしてリサイクルに回しているような部分もあるのではないか。例えば熱源に使っているサーマルリサイクルの関係は、市場との関係があって、無理してでも使っても回っていく世の中のぐあいと、やっぱりもったいないというようなことで、ちょっとあきらめかけているというようなことも聞くことがある。そういった物が、少しとまりかけになっているのかなという印象はある。

問) 技術的なことだが、埋立地の断面図が出ている。資料のほうではセメント処理、安定処理という形で出ているが、今、豪雨の問題もあるが、処理施設の広い面積の中で雨や雪の水処理はどのような形で行っているのか。

答) 雨については、当然のことながら年間の降水量がわかるので、これに基づいて水収支を計算していく。ただ、多い少ないがあるので、処分場なり調整池で調整をして処理をしている。多いときは池にためる。少ないときはそれがだんだん減っていくという形である。

問) 雨が埋立地に浸透して行って、悪い成分を吸収し、調整池に流れ込むと思うが、どんな対応をしているのか。

答) もともと調整池の段階での成分は、年間を通してそんなに変わらない。処分場の中に水がたまっていてもたまっていなくても、ほとんど均質な状態で出てくる。

問) ダイオキシンなどの心配は全くないのか。

答) ダイオキシンについては、ほとんど検出されたことはない。

私どもの排水のほうには、処分場から出てくる原水といわれる汚水からは、有害な物はほとんど検出されていない。今の御質問の内容からすると、ほとんどそのまま放流していいレベルの水

質である。

問) どのメーカーのシステムを使っているのか

答) 処分場の構造・設計は、私ども事業団とコンサルとで基本的な考え方を決めて、仕様書を設計して発注した。

問) 自前ということか。

答) コンサルと私ども事業団で検討して決めた。

問) 新潟県内のコンサルタントか。

答) いいえ、東京が本社である。

問) 単価的に山梨県と比べるとだいぶ高い。山梨県が下げたのは、もとはもっと高かったのだが、例えば長野県の佐久へ持っていくとか、大分、県外へ持っていった。山梨県は産廃処理場がなかったの。産廃処理場ができて単価を出したら、自県内処理より県外へ持っていったほうがいいということで、どんどん持っていかれた。それで減ってしまったので、苦肉の策で単価を下げたが、リーマンショックの後で下がってしまった。

木くずなどを見ても（新潟県は）2万1,000円くらい。山梨県では1万7,000円くらい。破碎処理というのが山梨県にはないので、そのまま出すような形。実際に県外に持っていくときには、細かくして詰め込んで持っていくのだが、山梨県にはないので、破碎処理というのがよくわからないので教えていただきたい。

答) まず単価の決め方については、受け入れた廃棄物の処理の仕方で単価を決めている。破碎処理は基本的には、そのまま埋められないとか、そのまま焼却できないというようなものについて前処理という役割でやっていて、例えば再資源化するための破碎とはちょっと違う。

きょう、これから施設案内になるが、焼却炉を持っているが、実は燃やす物が少なくなって経費ばかりかかるということで、焼却を休んでいる。そういった事情も、今現在の単価に反映している。

問) 24時間燃せない状況にあるということか。

答) そうである。こちらの炉は木くず専用で燃すのでなくて、いろいろな物を燃やせるようにということで、ロータリーキルン型の焼却炉を持っているが、それは別の言い方をすると、その焼却炉に合ったカロリーをあわせられるような廃棄物を集めてこないと投下しない。今そういう物を大変集めにくくなってしまって、やむなく休止している。

問) 山梨県も次期処分場として一般廃棄物処分場を管理型でつくる予定である。しかし、最新型でつくった現状の管理型処分場が、遮水シートの関係で異常検知を起こして、何ヶ月もとまってい

る。それだけでも数億円くらいの赤字が出てしまっているが、この施設でそういうことはないか。

答) 遮水シートが異常を来す、損傷するという意味合いで一番重要なのが、地盤が不等沈下を起こして裂けてしまうということがあるかと思う。それを防止するために、処分場の下には1メートルの支柱杭を2万2,000本くらい打ってある。その上に2メートルの表層改良、セメントの盤を入れて、処分場そのものが沈下しないようにまず設計をした。

施行の段階では、ポリウレタンシートを先に敷いている。底盤は一重シート、のり面が二重シートになっている。まず底盤は、ベントナイトという鉱物をまぜた土を50センチ、その上にポリウレタンシートを張っている。ポリウレタンシートをつないだところが破けやすい、引きちぎれやすいので、そこはすべて溶着面で溶かし込んで両方のシートをくっつけるというやり方をした。その溶着面がきちんとついていないと、取れてしまうということが考えられるので、凝着した面についてはすべて検査をして、きちんとついていないか確認をして整合した。幸い今のところ不平等な沈下もないし、シートのつなぎ面が剥がれて穴が開いたこともない。管理については、電氣的な漏水検知システムを採用し、毎日利用している。そこで異常も出ていない。

問) 山梨の場合は三重になっている。知事に言わせると、こんなに強固にすることははないというような管理型をつくった。そうしたら異常検知した。電氣的なもの。そこに圧力がかかって、銅線が接触を起こして、そこで漏水しているだろう。しかし、実際にはしていない。

答) だいたい25メートル平米くらいでここだというようなことが感知できるようなシステムになっている。異常があれば、そこを掘っていく。



※エコパークいずもぎきでの説明、質疑の様子

(3) 【新潟県長岡市山古志地区（旧山古志村）（道路・橋梁等の災害対応について）】



概要説明の後、現場の視察を実施した。質疑は、現場を視察しながら実施した。

(4) 【群馬県議会（林業公社について）】

**主な質疑**

問) 群馬県が非常に思い切った計画に入っていることに対して、大変関心を持っている。事業量全体にとると、山梨県のほうが総額的にははるかに多く、逆に山梨県は群馬県から見ると弱小県で負担の割合が非常に高い実態で、この問題を先送りしてきたことを含めて、県議会の立場から反省の課題をもって取り組んでいるところである。

分収林契約に対する契約者アンケートの調査結果から、契約者は契約解除もやむを得ないという印象があるが、契約解除に向けて実際にはどのような課題と心配があるか。

答) 昨年、契約者に対する説明会に伺ったが、無償のものについてはどうにかなるかなという印象があった。しかし、有償のものについては、公社の持ち分を買い取ってもらう方向で解約をするので、100万～200万円という単位でお金を出してもらえるかという問題がある。

また、平成15年まで植えているので、まだ10年くらいの、最近契約したものについては、今後も手入れをしなければならない。それについて、お金もないし人もいないという状況にあるので、一切解約には応じられないという意見もある。そういう部分については、加入の勧誘の際

に森林組合を通じていたので、森林組合が林業公社にかわって適切に管理できるような仕組みをつくって、解約を進めていこうと思っている。

共有林等で契約したのも結構あって、手入れがかかるものは引き受けられないし、お金もないという話がある。相当難しいと思うが、ねばり強く説明していく。

問) 解約者の心情にどう語りかけていくかという、察するところ非常に難しい問題で、我々にも降りかかる大きな問題だと思っている。そういう点で、群馬県の現状の感触を聞きながら、群馬県の案を含めて検討していかなければならないと思っている。

公庫を含めて外から借りたお金について、償還はどんな計画を持っているのか。また、一括という形になって繰上償還することには、違約金の問題もあるとのこと、神奈川県の前例もあると思うが、こんな状況はどんな読みをしたのか。

答) 公庫の損失補償に対する返還については約50億円あるが、総務省が創設した第三セクター等改革推進債に借り換える形である。第三セクター等改革推進債を起こして、10年間で県が償還する。

遅延損害金については、任意解散の神奈川県では公庫との間でやり合った。しかし、民事再生は法律の枠組みでやっているの、民事再生法の民間企業の事例がたくさんあるわけだが、基本的には遅延損害金は債権として生じない。基本的には払わなくていいことになる予定である。任意解散や滋賀県の特定調停等の話し合いと違って、裁判所の枠組みの中で今までの判例に基づいてやるので、公庫もしょうがないだろうなという感じだと思う。

問) 一般企業の再生と違って、バックに群馬県がついているので、附帯的条件が付加される可能性があると感じているがどうか。

また、国に対して解散後も公庫、財政投融资の多額の借入金に対して国が責任を負うべきだという動きも展開していきたいということも考えられているが、解散後のこういう運動が障害にならないか。

答) 民事再生法の適用をした上で、再生計画は弁済計画になるが、4月15日に民事再生申立をしたので、公庫との約定上、その日の内に全額を返済しろという請求書が公社に届く。その日から年率14.5%の遅延損害金が発生する。10カ月ずっと発生し続ける状態になるので、群馬県の場合、約6億円の遅延損害金が発生する。遅延損害金は契約上発生するが、再生計画の中で遅延損害金はすべて免責、実際には払わないという計画を立てているので、公社から払うことはない。

山梨県も損失保証契約を公庫と結んでいると思うが、公社が返せないと県のほうに付けかわってその分がくる。ただ、遅延損害金は約定上、県が結んでいる損失保証契約の中では、原契約書の中の利息の範囲を超えないということになっている。よって、県から払わなければならない遅延損害金は、今、公庫からお借りしている利息の分だけ。14.5%の遅延損害金が発生はするが、公社から払わず、県から払う部分は、群馬県が公庫から借りている利率1.5%が4月15日から発生しているの、その利息を払っておしまいである。

答) 国等に対する支援の要望について、知事会等でも行っているし、個別にも行っている。

今までも農林水産省の直接的な支援は、基本的にあまりなかったようだ。例えば、補助率をいくらか上げるとか、採択基準を緩和するとかだけだった。

林業公社の問題は、国の責任ではなくて、林業公社を設立した県の責任だという基本的な国のスタンスなので、あまり影響はないだろうと思っているが、我々としては債権放棄もするし、公庫に対する損失補償もしているので、そういう県に対する支出に対する交付金等を創設して支援をしてほしいという要望活動は続けている。しかし、全国の皆さんと一緒に国に要望するというのは、群馬県は別なところに来てしまったので、若干力が弱くなると思う。

問) 国の政策を含めて、財政投融资を我々は大いに奨励されたという経過もあると思うし、国の森林経営の流れがあるわけだから、政治的な取り組みのツケに苦労しているのも確かである。

手をつないで、今後運動を展開していくべきとも思っているので、切実な状態の取り組みをしている群馬県がぜひ全国に呼びかけてもらいたい。そういう動きも重要だと考える。

問) 県が債権放棄し、公社の分は第三セクター等改革推進債を10年間で県が返済していくということで、どちらも返済財源は県である。

公社からの弁済10億4,500万円は財ということか。

答) その他の資産もある。公社には財務財産がある。分収林の部分の財源もある。所有者の方々に買い上げていただくということを原則に、買い上げていただいた部分を財源にする。6億円くらいある。

あと4億円程度が公社の内部留保資金という形で、それを返済に回す。測量設計事業がずっと黒字だったので、そちらの利益をかなり積み立ててきたということもあるし、公庫に繰り上げ償還が認められれば、すぐにでも償還をしたいということで、お金を積み立てていた部分も幾らかある。なるべくは有利子の負債については早く返すという形で来たので、その内部留保資金を利用する。

問) 再生計画も、放棄も手続き上の問題はあろうかと思うが、形としては大きな差異はないということか。

答) そうである。基本的に県のスタンスは同じである。

県の債権については既に貸し付けてあるので、新たな財源を必要としない。公庫については新たな財源が必要だ。

問) ただ、第三セクター等改革推進債は10年かけて払っていくということか。

答) そうである。

公庫は77年くらいの長い期間があるが、それを10年で払う。利率は、第三セクター等改革推進債も公庫の借入れもほとんど同じくらいである。

問) そうすると、県のほうもそれですっきりするということか。

答) そうである。

問) 当初、存続を提案した立場から見て、実際に解散のスケジュールが走り出している率直な気持ち、お考えはいかがか。



答) 解散ということになると、いろいろな手続きが必要になってくる。裁判所に申し立てるとか、第三者に公表していくとか、弁護士を頼むとか、いろいろな手続きが必要で、解散は手続き自体がとても大変である。

それから、登記の関係がある。立木の登記をしているが、相続がうまくいっていない場合に、立木の登記を抹消できるかどうかという問題がある。

受託事業の譲渡の手続きも必要である。存続であれば、そのまま縮小して残った分だけ一緒に経営していけばいいわけである。

一つ一つ個別の案件を積み上げていくと、手続き的にも経費的にも、存続したほうが合理的だろうと思った。

問) 気になるのが、債権の問題と別の管理方法というところである。

森林組合などの話も出たが、これからのことをもう1回説明願いたい。

答) 基本的に今後解約した森林をどうやって管理していくか。ざっくりばらんな話をすると、森林・緑整備基金というところへ受託事業を譲渡した。そこを公社と同じような役割を持つ、新たな森林整備法人に認定して、解約したものについては93.5%の補助率の管理事業があるので、それをそのまま使っていこうというのが1つ。

もう1つは、分収林で公社が一方的に契約者に御迷惑をかけて解約したのだから、例えば森林組合が長期経営約受託をしてきっちり管理をしていただくというものであれば、同じような補助率を使えないかと検討している。

いずれにしても、公社なり基金は自分では仕事ができないので、結局森林組合に全部仕事は頼むわけである。中間を除いて、森林組合が自分で管理する面についても、ある程度しっかりした助成制度を確保できれば、所有者も安心して組合に任せられる。また、不在村地主の方も相当いらっしゃるので、解約しても本人で自分の場所がどこだとか、森林の整備をするとか、伐採して売るということはとてもできない状況なので、安心して管理をお願いできる森林組合に一括して長期経営受託していただいて、それに対してある程度の有利な助成を設けていこうと検討している。最終的な結論は出ていない。

問) 千何百人の契約者と調整をしたという経緯があることを考えれば、精算形になることではなくて、公社から組合への移行というような形の中で、そして、歳費を使っても結局借金を返すことは同じなので、公庫で借りているお金を一括返済してしまえば、負債からまた負債という悪循環は断ち切れるので、公社の解散とともにもう1回契約者との契約内容を見直して、それから公社のほうは契約者から組合に移行するという手続きを踏んでも、あまり差がないような気がするかどうか。

答) おっしゃるとおりだと思う。

群馬県においても、特定の市町村においては公社の持ち分を森林組合に買ってもらい、森林組合がそのまま所有者と分収契約をもって、借金はないから契約していくという形だと思う。

公社の持ち分を市町村がすべて買い取って、市町村が自分の森林の1つとして管理していくということを考えていただいている市町村もある。

ただ、森林組合が公社の持ち分を買い取れるほどの資産があればできるのだが、組合に資産がない場合については、その時点で公社と分収林の契約者の間で精算をしていただく。申しわけないが、基本的に1度精算をして組合が受けるという形になる。



※ 群馬県議会での説明、質疑の様子